

進捗状況報告シート

(2010年度・大学)

担当部局は☆印の箇所を記入のこと。

I. 評価項目・要素と担当部局

対象部局	災害復興制度研究所
大項目	0 理念・目的
中項目	
小項目	0.0.1 大学・学部・研究科等の理念・目的は、適切に設定されているか。
要素	理念・目的の明確化 実績や資源からみた理念・目的の適切性 個性化への対応
小項目	0.0.2 大学・学部・研究科等の理念・目的が、大学構成員（教職員および学生）に周知され、社会に公表されているか。
要素	構成員に対する周知方法と有効性 社会への公表方法
小項目	0.0.3 大学・学部・研究科等の理念・目的の適切性について定期的に検証を行っているか。
要素	

II. 自己点検・評価《進捗状況報告》

【現状の説明】

《目標・指標》

本項目において、2009年度～2013年度の中期的な「目標」と「指標」を次のとおり設定した。

目標の進捗状況は「A:適切に実行している」「B:概ね実行している」「C:必ずしも実行していない」「D:実行していない」とし、自ら評価した。

2009年度に設定した「目標」	左記目標の「指標」	進捗評価
1. 復興思想の普及・制度化を進める。	→災害復興制度研究所紀要『災害復興研究』の毎年度の発行。福田徳三（関東大震災で初めて人間復興を提唱）著作の翻刻。復興思想の体系化・制度化・一般化に関する論文・普及書の刊行数。復興思想の普及・制度化に関連するイベントの開催数。	B
2. 「災害復興基本法」の素案を発表し、この基本法をベースに、さらなる被災者支援の制度充実に向けた提言を続ける。	→「災害復興基本法」素案の発表。「被災者総合支援法案」の策定と発表。首都直下地震に備えた震災疎開者支援策の発表。	B
3. 授業科目「災害復興学」を継続的に開講する。	→2011年度以降の共通教育プログラムの正課科目としての「災害復興学」の開講。「災害復興学」の教科書の作成。	B

2010年度以降に設定した「目標」	左記目標の「指標」	進捗評価
	→	☆
	→	☆

《小項目ごとの現状説明》 ※ 全小項目について記述が必要

☆ 小項目0.0.1	<p>(理念・目的) 阪神・淡路大震災の10年後の2005年1月17日に設立された災害復興制度研究所は、大震災及びその前後の復興プロセスを調査し、その教訓に学び今後の災害復興への知的貢献を目指して、災害復興制度に関する研究及び提言を行うことを目的としている。</p> <p>この目的を達成するため、次の事業を推進している。（災害復興制度研究所規程第3条） ①災害後の「復興」を支援する「制度」（法律・行政規則・慣行など）を研究する。 ②人文・社会科学を中心に、成熟社会の人間生活に即した復興制度を研究する。研究の柱は「復興」の理念、「くらし」の復興、「すまい」の復興、「まち」の復興及び「こころ」の復興とする。 ③兵庫県をはじめ全国の災害復興活動推進者・研究者・有識者と連携しながら、人文・社会科学系の災害復興制度研究における全国的拠点を形成し、「災害復興基本法」の素案を提言する。</p> <p>(現状説明) 「防災」－「応急対応」－「復旧」－「復興」の災害サイクルの中で、「復興」は最も行政・学問・支援の分野で遅れている。しかし、被災した人たちが人間としての尊厳を保ちつつ再起していくには、復興思想の普及・制度化が大切である。</p>
------------	---

★ 小項目0.0.2	<p>(現状説明)</p> <p>災害復興制度研究所規程第3条3項「人文・社会科学系の災害復興制度研究における全国的拠点を形成し、「災害復興基本法」の素案を提案する」に基づき、2010年1月11日、日本災害復興学会との共催で開催した公開研究会において「災害復興基本法試案」を発表した。</p> <p>この「災害復興基本法試案」は、災害復興制度研究所ホームページ、日本災害復興学会ホームページで公開するとともに、2009年度末刊行の研究所紀要『災害復興研究』第2号に特集して、内閣府をはじめ全国の自治体、研究員、日本災害復興学会員、さらに民主党の菅直人、仙谷由人、新党日本の田中康夫の各氏ら4政党の政治家にも配布した。この特集の特徴は、単に法案を掲載するのではなく、1991年の雲仙普賢岳噴火災害以降、わが国で起きた被災現場の実態と現行法制度との乖離を拾い出し、そこから見えてきた復興法制度、被災者支援制度に反映されるべき原則を抽出、これに法的検討を加え、法案化した作業をすべて可視化するという手法をとった。</p> <p>このうち、現行法制度と被災実態の乖離については、別に岩波ブックレットから『いま考えたい 災害からの暮らし再生』（2010年1月8日第1刷発行）を出版し、研究所紀要と合わせて我が国の復興諸制度の問題点が浮かびあがるように工夫した。また、「災害復興基本法」の下位に位置する地域復興の一手法となる実定法についても、新潟県、兵庫県、元内閣府企画官の協力を得て「復興交付金制度」としてまとめ、研究所紀要『災害復興研究』第2号に掲載した。なお、研究所紀要は、研究所ホームページで公開している。</p>
★ 小項目0.0.3	<p>(現状説明)</p> <p>災害復興制度研究所の研究会や運営会議において、復興思想の普及・制度化の推進、「被災者総合支援法」の策定をはじめ、首都直下地震における疎開者支援や東海・東南海・南海地震での中山間地復興、「災害復興学」の拠点形成に向け、「災害復興学」の教科書作成や社会的活動における被災地の特産品振興などに取り組んでいる。</p> <p>また、災害復興制度研究所フォーラムを毎年1月に、全国の災害復興活動推進者・研究者・有識者などに参加いただき、人間復興をキーワードとする災害復興制度研究所の理念・目的の適切性の検証の場として開催している。</p>
★ その他	

◎効果が上がっている事項

【点検・評価 (1)】効果が上がっている事項	
★	小項目0.0.1
	小項目0.0.2
	小項目0.0.3
	その他
↓	
【次年度に向けた方策(1)】伸長させるための方策	
★	小項目0.0.1
	小項目0.0.2
	小項目0.0.3
	その他

◎改善すべき事項

【点検・評価 (2)】改善すべき事項	
小項目0.0.1	
★ 小項目0.0.2	・2007年度から総合コースとして「災害復興学」を開講しているが、「災害復興学」はまだ学問として確立されていない。そのため、教科書の作成も含めて体系化を進める必要がある。総合コースは4年間で終了という制限があり、この「災害復興学」は2010年度で終了するため、2011年度以降の「災害復興学」の開講が必要である。
小項目0.0.3	
その他	

↓

【次年度に向けた方策(2)】改善方策	
小項目0.0.1	
★ 小項目0.0.2	・2011年度以降は共通教育プログラムの正課科目のひとつとして「災害復興学」が位置付けられ、継続的に開講する必要がある。また、受講学生が震災未経験者が大半になることを鑑み、授業科目としては初歩的な「災害復興学A」と内容を深めた「災害復興学B」の2科目が正課科目としてプログラムされる必要がある。
小項目0.0.3	
その他	

◎自由記述

【点検・評価】&【次年度に向けた方策】	
★ その他 (自由記述)	

Ⅲ. 学内第三者評価

＜評価推進委員会からの評価＞（実務作業は評価専門委員会、評価情報分析室、企画室）

- 国内的、国際的に重要な課題を探求する活動を展開していることは評価できます。
- 災害復興に関する理念・目的は適切に設定されており、この点は評価できます。ただ、小項目0.0.1の現状説明部分は、復興についての説明であって、適切性についての現状説明にはなっていません。この点を修正する必要があります。
- 「災害復興基本法」の素案作りと社会に対する理念・目標の公表に関しては、公開研究会を開催したり、紀要が定期的に発行されており、大いに評価できます。
- 「災害復興学」の講義に関しては、現在の総合コースから2011年以降の正課科目への変更が進められており、評価に値します。

Ⅳ. 学内第三者評価の評価結果を受けての追加記述

- ★ 【小項目0.0.1】現状説明
「防災」－「応急対策」－「復旧」－「復興」の災害サイクルの中で、「復興」は最も行政・学問・支援の分野で遅れている。この現状を踏まえると、被災した人たちが人間としての尊厳を保ちつつ再起する目的の実現のために、復興思想の普及・制度化を目標とする上記の①～②の事業の遂行は適切である。

Ⅴ. 本項目の評価指標

＜全学的な指標＞

0.0.0.S1	本学の育成した人材(卒業生)に対する社会(企業)の評価
0.0.0.S2	卒業生がどの程度スクールモットー(マスタリー・フォア・サービス)をどの意識しているか
0.0.0.S3	卒業生のうち、自分の子供等、身内に関学への進学を勧めたいと思う人の比率
0.0.0.S4	卒業生のうち、自分の子供等、身内に関学への進学を勧めたいと思う人で、「スクールモットーに共感できる」ことをその理由とする人の比率
0.0.0.S5	在学生のうち「この大学で人生の一時期を過ごすことが、将来にとって役立つと思う」人の比率
0.0.0.S6	本学出身でキリスト教関連活動に従事する者(牧師を含む)の数
0.0.0.S7	理念の周知について(1)－理念・教育目標を宣布する発行物・行事などの種類・数
0.0.0.S8	理念の周知について(2)－総合コース「『関学』学」の履修者数

＜個別的な指標＞
